

## 新会員の紹介

次の方が会員となりました。  
末永くよろしくお願ひいたします。

### ☆株式会社大東建設

- \*代表者：大澤素子さん
- \*地区：羅賀
- \*業種：建設業

### ☆一般社団法人思惟の風

- \*代表者：佐々木菊三郎さん
- \*地区：菅窪（道の駅たのはた）
- \*業種：小売業・飲食業

### ☆ロレオール田野畑

- \*代表者：伊藤勝康さん
- \*地区：明戸（弁天崎）
- \*業種：飲食業

## 退会された事業所

次の事業所が5月末で退会されました。これまでのご協力に感謝いたします。  
大成興業有限会社田野畑営業所

## 現在の会員数

法定会員 79名(社)  
定款会員 12名(社)  
特別会員 3名  
合 計 94名(社)

## 岩手県地域企業経営支援金支給事業を変更 上限30万円を40万円に！

中小企業者が、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら事業の継続を図っていただくことを目的に、岩手県で実施している経営支援金支給事業の一部が変更されました。

8月12日の「岩手緊急事態宣言」による人流等への影響を考慮し、8月からの宣言期間を含んで申請する場合の上限額が1店舗当たり30万円から40万円に引き上げられました。

緊急事態宣言期間を含まない期間で既に支給を受けている方は、緊急事態宣言期間を含んだ対象期間で再度売上減少額を算定し、売上減少額が既に支給を受けた支援金額を上回っている場合には、変更申請を行うことができます。

その場合、緊急事態宣言期間を含む3ヶ月で算定した売上減少額から既に支給を受けた支援金額を引いた額が追加支給額となります。

### ☆支給対象者

#### 1 対象業種

- ① 道路旅客運送業、道路貨物運送業
- ② 卸売・小売業
- ③ 不動産業、物品賃借業
- ④ 宿泊業、飲食業、飲食サービス業
- ⑤ 洗濯・理容・美容、  
その他の生活関連サービス業
- ⑥ 医療業、社会福祉、介護事業
- ⑦ 廃棄物処理業、自動車整備業、  
機械等修理業、その他事業サービス業、  
その他のサービス業  
など（詳しくはお問い合わせください）

※ 対象以外の業種が主で、対象業種が従という複合経営の場合は、帳票等により対象業種の継続的な経営の実態が確認できれば、支給対象となる場合があります。

2 岩手県内で事業を行っている事業者

3 中小企業者

中小企業基本法に規定する会社及び個人

※ 特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人なども申請できます。

☆ 売上減少要件

1 対象期間

令和3年4月から令和4年3月

2 売上減少割合

次の①・②のどちらかに該当

① いずれか1月の売上が前々年同期比で50%以上減少

※ ただし、対象月を含む連続した3ヶ月の売上が減少していなければ非該当

② 連続する3か月の売上の合計が前々年同期比で30%以上減少

※ 事業者全体の売上で比較します

※ 白色申告の場合、前々年の月平均売上額との比較となります

※ 令和2年4月以降の新規創業の場合は比較対象期間の特例があります

☆ 支給額

1 連続する3ヶ月の売上減少額

2 1の金額と上限額の低いほうの金額

◎上限額＝1店舗等当り30万円

【岩手緊急事態宣言期間は40万円】

(複数店舗経営者＝店舗数×30万円

⇒1事業者当り150万円)

【岩手緊急事態宣言期間は

店舗数×40万円⇒200万円】

※ 宿泊業は従業員数に応じて上限額が段階的に引き上げられます

従業員数	原則	宣言期間
1～9人	＝ 30万円	40万円
10～19人	＝ 60万円	80万円
20～29人	＝ 90万円	120万円
30～49人	＝120万円	160万円
50人以上	＝150万円	200万円

(雇用保険の被保険者台帳写を提出)

☆ 変更申請の受付開始日

令和3年9月13日(月)

☆ 申請・問い合わせ先

田野畑村商工会(☎34-2304)

## 雇用確保の助成金申請を受け付けます

岩手県では、「事業復興型雇用確保助成金」の申請を受け付けます。

県内沿岸12市町村に所在し、国または自治体の補助金・融資事業等を活用している事業所が、被災三県求職者(注1)を雇用した場合、1人当たり3年間で最大120万円を助成します。

(注1)平成23年3月11日において岩手県、宮城県、福島県で勤務または居住していた求職者のこと。

また、雇入れ(被災三県求職者以外の者も含む)に先立って住宅支援の導入等を行った場合、1年間で最大240万円を助成します。

原則として、令和3年度中に雇い入れた場合に対象となります。詳しくは、県のホームページをご確認いただくか、下記問い合わせ先までご連絡ください。

・申請期間

【前期】令和3年9月1日(水)から令和3年11月30日(火)まで(申請対象)令和3年1月30日から令和3年10月31日までの雇入れ

【後期】令和3年12月1日(水)から令和4年1月31日(月)まで(申請対象)令和3年11月1日から令和4年1月31日までの雇入れ

・受付時間

午前9時半～正午、午後1時～4時半

※土・日曜日、祝日は除く。

・申請先・問い合わせ

岩手県定住推進・雇用労働室

(TEL019-656-1571)へどうぞ。